

中国語原文	日本語仮訳
<p>附件二</p> <p>货物贸易进口付汇管理改革试点办法实施细则</p> <p style="text-align: center;">第一章 总则</p> <p>第一条 为完善货物贸易进口付汇（以下简称进口付汇）管理，依据《货物贸易进口付汇管理改革试点办法》（以下简称《试点办法》），制定本细则。</p> <p>第二条 进口单位付汇后应按规定期限到货，进口货物后按合同约定付汇。</p> <p>第三条 外汇局依法对进口单位、银行办理进口付汇业务的真实性和合规性进行监督管理。</p> <p style="text-align: center;">第二章 名录管理</p> <p>第四条 进口单位取得对外贸易经营权后，应按本细则第六条规定到外汇局办理“进口单位付汇名录”（以下简称名录）登记手续，并签署进口付汇业务办理确认书（以下简称确认书）。</p> <p>第五条 本细则发布前已在外汇局办理档案信息或名录登记手续的进口单位，在签署确认书后，自动列入名录。</p> <p>第六条 本细则发布实施前未在外汇局办理档案信息或名录登记手续的进口单位，需持名录登记申请书及下列材料到外汇局办理名录登记手续：</p> <p>（一）《对外贸易经营者备案登记表》，依法不需要办理备案登记的提交《中华人民共和国域外商投资企业批准证书》或《中华人民共和国台、港、澳、侨投资企业批准证书》等相关证明材料；</p> <p>（二）《企业法人营业执照》或《企业营业执照》；</p> <p>（三）《中华人民共和国组织机构代码证》；</p> <p>（四）《中华人民共和国海关进出口货物收发货人报关注册登记证书》；</p> <p>（五）法定代表人有效身份证明（个人对</p>	<p>添付 2</p> <p>貨物貿易輸入外貨支払管理改革試行弁法実施細則</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>第一条 貨物貿易輸入の外貨支払（以下、輸入外貨支払と略称）管理を改善するために、「貨物貿易輸入外貨支払管理改革試行弁法」（以下、「試行弁法」と略称）に基づき、本細則を制定する。</p> <p>第二条 輸入単位は外貨支払後、定められた期限内に貨物を輸入し、契約書の約定に基づき外貨を支払わなければならない。</p> <p>第三条 外管局は法律に基づき、輸入単位・銀行の輸入外貨支払業務の真实性と合法性に対して監督管理をする。</p> <p style="text-align: center;">第二章 「リスト」管理</p> <p>第四条 輸入単位は対外貿易経営権を取得した後、本細則第六条の規定に基づき、外管局に「輸入単位外貨支払リスト」（以下、リストと略称）の登記手続きを行い、輸入外貨支払業務取扱確認書にサインしなければならない。</p> <p>第五条 本細則の公布前に、既に外管局に会社情報・リストの登記手続きを行った輸入単位は、確認書にサインした後、自動的にリストに登録される。</p> <p>第六条 本細則の公布施行前に、外管局に会社情報又はリストの登記手続きを行わなかった輸入単位は、リスト登記申請書及び下記の資料を持参し、外管局にリスト登記手続きを行わなければならない：</p> <p>（一）「対外貿易経営者届出登記表」、法に基づき届出登記手続きを取る必要がない企業は「中華人民共和域外商投資企業批准証書」又は「中華人民共和國台灣、香港、マカオ及び華僑による投資企業批准証書」等の関連証明資料を提供しなければならない；</p> <p>（二）「企業法人營業許可書」又は「企業營業許可書」；</p> <p>（三）「中華人民共和國組織機構コード証」；</p> <p>（四）「中華人民共和國稅関輸出入貨物發送人・荷受人通関申告登録登記証書」；</p> <p>（五）法定代表人の有効本人確認書（個人對外</p>

<p>外贸经营者提供个人有效身份证明);</p> <p>(六) 法定代表人签字、加盖单位公章的确认书;</p> <p>(七) 外汇局要求提供的其他材料。</p> <p>外汇局审核上述材料无误后, 将进口单位列入名录, 为其办理网上业务开户手续并向银行发布名录信息。</p> <p>第七条 进口单位名录信息发生变更的, 应当在变更之日起 30 日内, 持相关变更文件或证明到外汇局办理名录变更手续。</p> <p>第八条 进口单位发生下列情况之一的, 应当在情况发生之日起 30 日内, 持相关文件到外汇局办理名录注销手续:</p> <p>(一) 进口单位终止经营或被工商管理部门注销、吊销营业执照的;</p> <p>(二) 进口单位终止或被商务部门取消对外贸易经营权的;</p> <p>(三) 连续两年未发生进口付汇业务的;</p> <p>(四) 外汇局认定的其他情况。</p> <p>进口单位逾期未办理名录注销手续的, 外汇局可直接将其从名录中注销, 并注销其企业档案。</p> <p style="text-align: center;">第三章 进口付汇管理</p> <p>第九条 进口单位在银行办理进口付汇时, 应根据结算方式和资金流向填写进口付汇核查凭证, 向境外付汇的应填写《境外汇款申请书》或《对外付款/承兑通知书》, 境内付汇的应填写《境内汇款申请书》或《境内付款/承兑通知书》。</p> <p>第十条 进口单位应在进口付汇核查凭证上准确标注该笔付汇“是否为进口核查项下付汇”, 并根据实际对外付款交易性质填写交易编码。对一笔付汇涵盖多种交易性质的, 相应交易编码、金额以及币种等信息按贸易从大原则申报。进口付汇申报按照国际收支申报和核查专用信息申报有关规定办理。</p>	<p>貿易經營者の場合、個人の有効本人確認書を提供する);</p> <p>(六) 法定代表人がサインし、単位印鑑付けの確認書;</p> <p>(七) 外貨管理局が要求するその他の資料。</p> <p>外管局は上記の資料を審査・確認し、間違いがない際、輸入単位をリストに登録し、企業のためにオンライン業務の開設手続きを行い、銀行にリスト情報を公表する。</p> <p>第七条 輸入単位リスト情報を変更する場合、変更日から 30 日以内に、関連変更書類・証明を持って外管局にリスト変更手続きを行わなければならない。</p> <p>第八条 輸入単位は下記の状況のいずれかがあった際、状況発生日より 30 日以内に、関連書類を持参し外管局にリスト取消手続きを行わなければならない。</p> <p>(一) 輸入単位の経営終止、又は工商管理部門に営業許可書を取り消されるか取り上げられた場合;</p> <p>(二) 輸入単位の対外貿易経営権終止、又は商務部門に取り消された場合;</p> <p>(三) 二年連続で輸入外貨支払業務を行わなかった場合;</p> <p>(四) 外管局が認定した他の状況。</p> <p>輸入単位は期限を過ぎてリスト取消手続きを取っていない場合、外管局は当該単位を直接リストから取り消し、且つ会社情報を取り消す。</p> <p style="text-align: center;">第三章 輸入外貨支払管理</p> <p>第九条 輸入単位は輸入外貨支払を行う際、決済方式と資金流の方向に基づいて輸入外貨支払照合審査証明書類を記入する。域外へ外貨を支払う場合、「域外送金申請書」又は「対外外貨支払・引受通知書」を記入する、域内へ外貨を支払う場合、「域内送金申請書」又は「域内支払・引受通知書」を記入する。</p> <p>第十条 輸入単位は輸入外貨支払照合審査証明書類に当該支払が「輸入支払照合審査項目下」の支払であるかどうかを明記し、また、実行ベース対外外貨支払取引の性質によって取引コードを書かなければならない。複数の取引性質を持つ一つの支払について、取引コード、金額及び通貨等情報は、「従大原則」(貿易規模の大きい順)に従って申告しなければならない。輸入外貨支払申告は国際收支申告及び照合審査専用情報申告の関連規</p>
--	---

<p>第十一条 进口单位进口付汇应当按合同约定的货物装运期限,在进口付汇核查凭证上填写“最迟装运日期”;境外工程使用物资、转口贸易支付,其最迟装运日期填写实际或预计收汇日期,如为分阶段收款,按最迟一笔收汇日期填写。</p> <p>第十二条 对不在名录进口单位和“三类进口单位”进口付汇以及付汇单位与进口货物报关单经营单位不一致等业务,未经外汇局登记,银行不得办理进口付汇业务。</p> <p>第十三条 银行为进口单位办理付汇手续时,需审查进口单位填写的进口付汇核查凭证,并按以下规定审查相应有效凭证和商业单据:</p> <p>(一) 以信用证方式结算的,审查进口合同、开证申请书;</p> <p>(二) 以托收方式结算的,审查进口合同、《对外付款/承兑通知书》或《境内付款/承兑通知书》;</p> <p>(三) 以货到付款方式结算的,审查进口合同、进口货物报关单、商业发票。</p> <p>对于凭汇发【2003】15号文规定的“有条件对外售付汇”进口货物报关单付汇的,还需根据进口货物报关单的贸易方式,审查相应凭证;“不得对外售付汇”进口货物报关单,不能凭以办理进口付汇。</p> <p>(四) 境外承包工程项下对外支付贸易货款的,除依据不同结算方式审查有关单证外,还需审查工程承包协议、工程承包资质证明等;</p> <p>(五) 转口贸易项下对外支付贸易货款的,除依据不同结算方式审查有关单证外,先支后收项下付汇或开证前还需审查出口合同、境外银行开立的信用证或保函;先收后支项下还需审核出口合同、收汇凭证;</p> <p>(六) 深加工结转项下对外付汇或境内以外汇结算的,除依据不同结算方式审查转厂合同及有关单证外,还需审查贸易方式为“进料深加工”或“来料深加工”的出口货物报关单(复印件)。</p> <p>对于上述进口付汇,属于代理进口的,还需</p>	<p>定に基づき処理する。</p> <p>第十一条 輸入単位は外貨を支払う際、契約に規定された貨物輸送期限に応じて、輸入外貨支払照合審査証明書に「輸送期限日」を明記する。域外工使用物資、中継貿易の支払についての「輸送期限日」は実際輸送日又は予定外貨受取日を記入し、例えば、何回かにわけて代金を受け取る場合、最終回の支払日を記入する。</p> <p>第十二条 リストに登録されていない輸入単位及び「三類輸入単位」の外貨支払い、また、外貨を支払う企業と輸入貨物通関申告の企業が一致していない場合、外貨管理局に登録手続を完了しない限り、銀行が輸入外貨支払を行ってはいけない。</p> <p>第十三条 銀行は外貨支払手続きを行う際、輸入単位が記入した輸入外貨支払照合審査書類を審査し、且つ、下記の規定に従って関連の有効証明及び商業エビデンスを審査しなければならない。</p> <p>(一) 信用状で決済する場合、輸入契約、信用状設立申請書を審査する;</p> <p>(二) 取立の方式で決済する場合、輸入契約、「対外送金・引受通知書」又は「城内送金・引受通知書」を審査する。</p> <p>(三) 着払い決済の場合は、輸入契約書、輸入貨物通関書、商業エビデンスを審査する。</p> <p>匯発【2003】15号文件で規定した“条件付対外外貨売却支払”輸入貨物通関書を持参し、対外外貨支払をする場合、引き続き輸入貨物通関書の貿易方式によって関連証拠審査を行い、“外貨購入対外売却支払不可”輸入貨物通関書に対しは輸入外貨支払を行うことができない。</p> <p>(四) 域外での工事請負対外外貨支払い貿易金額の場合は、決済方法による関連書類を審査するほか、工事請負協議や工事請負資質証明等の審査も行わなければならない。</p> <p>(五) 中継貿易項目下の対外外貨支払いは、決済方法による関連書類を審査するほか、前払い後受け項目下の外貨支払又は信用状を開設する前には輸出契約書、域外銀行が開設した信用状又は保証書を審査しなければならない;前受け後払い項目下の場合は、輸出契約書と外貨入金証明を審査しなければならない。</p> <p>(六) 深加工転廠項目下の対外外貨支払又は国内外貨支払いの場合、決算方法による移転契約書及び関連証明の審査をするほか、貿易方式が「進料深加工」又は「来料深加工」となる場合、輸出貨物通関書(コピー)を審査しなければならない。</p> <p>上述の輸入外貨支払が代理輸入に属する場合、代</p>
---	---

<p>审核代理协议；依据本细则第十五条规定需外汇局事前登记的，还需凭《进口付汇登记表》（以下简称《登记表》，见附1）办理付汇。</p> <p>银行为进口单位办理付汇手续时，无需通过“中国电子口岸-进口付汇系统”对进口货物报关单电子底账进行联网核查。</p> <p>第十四条 代理进口业务，应由代理方负责办理进口、付汇，委托方不得购汇。委托方可凭委托代理协议将外汇划转给代理方，或将人民币划转给代理方。</p> <p>第十五条 下列付汇业务，进口单位应在付汇或开证前持申请书、本细则第十三条以及本条规定的材料到外汇局办理进口付汇业务登记手续：</p> <p>（一）不在名录进口单位的进口付汇，按照不同结算方式除提供本细则第十三条规定的有关单证外，还需提供本细则第六条第（一）、（二）项规定的有关单证；</p> <p>（二）“三类进口单位”货到付款形式进口付汇的，除提供本细则第十三条规定的有关单证之外，外汇局还需通过“中国电子口岸-进口付汇系统”对进口货物报关单电子底账进行联网核查，核注、结案及打印相关电子底账；</p> <p>（三）付汇单位与进口货物报关单经营单位不一致的进口付汇，按照不同贸易方式除提供本细则第十三条规定的有关单证和相关证明材料外，外汇局还需通过“中国电子口岸-进口付汇系统”对进口货物报关单电子底账进行联网核查，核注、结案及打印相关电子底账；</p> <p>（四）其他需登记的进口付汇。</p> <p>第十六条 进口单位下列进口付汇业务应在进口到货后30日（自然日）内向外汇局逐笔报告：</p> <p>（一）按本细则第十五条第（一）项规定应当办理登记的进口付汇；</p> <p>（二）“二类进口单位”的进口付汇；</p> <p>（三）单笔合同项下付汇与实际到货或收汇差额超过等值1万美元的进口付汇；</p> <p>（四）进口项下的退汇；</p>	<p>理協議も審査しなければならない；本細則・第十五条規定に基づき、外管局に事前登記が必要な場合は、「輸入外貨支払登記表」（以下「登記表」と略称、添付1を参照）を持参し外貨支払手続きを行う必要がある。</p> <p>銀行が輸入單位に支払い手続きを行う場合は「中国電子口岸・輸入外貨支払システム」を通じ、輸入貨物税関書電子底帳を審査しなければならない。</p> <p>第十四条 輸入代理業務は、代理側が輸入や支払い手続きを行わなければならない、委託側は外貨購入してはならない。委託側は委託代理契約書に基づき、外貨又は人民元を代理者に振り込むことができる。</p> <p>第十五条 下記の外貨支払業務については、輸入單位は外貨支払又は信用状を開設する前に、申請書と本細則・第十三条及び本条が規定する資料を持参し、外管局に輸入外貨支払業務登記手続きを行わなければならない：</p> <p>（一）リストに登録されていない輸入單位の輸入外貨支払は、決算方式によって、本細則・第十三条規定に関連する証明を提供するほか、本細則の第六条第（一）、（二）項目に規定する関連書類を提出しなければならない；</p> <p>（二）「三種類輸入單位」が着荷払いする場合は、本細則・第十三条に規定する書類を提出するほか、「中国電子口岸-輸入外貨支払システム」を通じて輸入貨物通関書の電子底帳をオンライン照合し、核注（原文通り）、結案（原文通り）及び関連電子底帳の印刷を行わなければならない。</p> <p>（三）外貨支払單位と輸入貨物通関書での経営企業名義が合致しない輸入外貨支払の場合は、貿易方式によって、本細則・第十三条に規定する関連書類と関連証明材料を提供する他、外管局は中国電子口岸-輸入外貨支払システム」を通じて輸入貨物通関書の電子底帳をオンライン照合し、核注（原文通り）や結案（原文通り）及び関連電子底帳の印刷を行わなければならない。</p> <p>（四）その他、登記が必要となる輸入外貨支払。</p> <p>第十六条 輸入單位は下記輸入外貨支払業務につき、輸入貨物が到着してから30日（自然日）以内に外管局に逐一報告をしなければならない。</p> <p>（一）本細則・第十五条第（一）項目の規定による登記手続きを行わなければならない輸入外貨支払；</p> <p>（二）「二種類輸入單位」の輸入外貨支払</p> <p>（三）一つの契約項目下の支払いと実際に到着する貨物又は外貨受取金額との差額が1万ドル相当の金額を超過する輸入外貨支払；</p> <p>（四）輸入項目の返金；</p>
--	--

(五) 列入名录三个月以内的新名录进口单位的进口付汇；

(六) 其他需进行逐笔报告的进口付汇。

进口单位应当通过贸易收付汇核查系统（企业版）填写《进口付汇逐笔核查报告表》（以下简称《报告表》，见附二），并到外汇局现场提供相关有效商业单证或证明材料，逐笔报告其进口付汇和对应的到货或收汇信息。外汇局对进口单位的《报告表》及相关材料进行真实性审核，审核通过后，在《报告表》及相关材料上加盖“进口付汇监管业务章”后退还进口单位，并留存相关材料复印件备查。

第十七条 外汇局确定的“二类进口单位”和“三类进口单位”的进口付汇业务，还应遵守本细则第三十四条和第三十五条规定。

第四章 非现场核查与监测预警

第十八条 外汇局依托贸易收付汇核查系统采集贸易收付汇和进出口数据，对进口单位进口付汇数据和进口货物数据或进口项下收汇数据进行总量比对，实施非现场核查。

进口单位申报为贸易项下的进口付汇数据、境外承包工程使用物资以及转口贸易等项下的收付汇数据，贸易方式为“可以对外售付汇”和“有条件对外售付汇”的进口货物数据以及其他进口货物数据纳入非现场总量核查。

第十九条 进口付汇监测预警的主要内容包

括：

(一) 进口付汇规模、结算方式以及国家/地区流向等情况；

(二) 进口货物规模、贸易方式以及海关申报等情况；

(三) 货物总量核查、多到货差额以及多付汇差额等情况；

(四) 转口贸易、境外承包工程等收汇总量核查情况；

(五) 进口退汇频次、进口贸易融资、预付货款以及代理进口等情况；

(五) リスト登記してから三ヶ月以内の新規輸入単位の輸入外貨支払；

(六) その他の逐一申告報告が必要となる輸入外貨支払；

輸入単位は、「貿易収支照合審査システム（企業版）」を経由し「輸入外貨支払逐一審査報告表」（以下「報告表」と略称）を記入し、外管局に有効となる関連商業証明書類又は証明資料を提供して、輸入外貨支払と関連する貨物の到着又は外貨受取状況を逐一報告しなければならない。外管局は輸入単位が提出した「報告表」に対する真実性を審査し、審査を通過した場合は、「報告表」及び関連書類に「輸入外貨支払監督業務印」を捺印し、輸入単位に返却するうえ、関連書類のコピーを保管し、検査を備える。

第十七条 外管局が確定する「二类輸入単位」と「三类輸入単位」の輸入業務につき、本細則・第三十四条と第三十五条の規定を遵守しなければならない。

第四章 オフサイト審査と警戒モニタ

第十八条 外管局は貿易外貨収支照合審査システムを通じて貿易収支と輸出入データを収集し、輸入単位の輸入外貨支払データ及び輸入貨物データ又は輸入項目外貨収入データの総量に対し比較を行い、オフサイト照合審査を行う。

輸入単位が申告した貿易項目輸入外貨支払データ、域外での工事請負使用物資及び中継貿易等項目の収支データ、貿易方式が“外貨売却並びに对外支払可”と“条件付外貨売却並びに对外支払”となる輸入貨物データ及びその他輸入貨物データはオフサイト総量審査に納入される。

第十九条 輸入支払警戒モニタにおける主な内容について：

(一) 輸入外貨支払規模、決算方式及び国家/地域への流動状況等の状況；

(二) 輸入貨物規模、貿易方式及び税関申告等状況；

(三) 貨物総量審査、実際到着貨物差額(予定より超過となる量の差額)及び実際支払い差額等(予定より超過する金額)等の状況；

(四) 中継貿易、域外工事請負等収入の総額審査状況；

(五) 輸入外貨返金回数、輸入貿易融資、前払い金額及び代理輸入等状況；

- (六) 新名录进口单位、跨国公司和关联企业付汇情况；
- (七) 资金流向与货物流向国家/地区偏离度等情况；
- (八) 资金流与物流趋势变动情况；
- (九) 其他应实施监测预警管理的情况。

第五章 现场监督核查

第二十条 对存在下列情况之一的进口单位，外汇局可实施现场监督核查（以下简称现场核查）：

- (一) 进口货物总量核查率小于 80%且进口多付汇差额大于等值 100 万美元；
- (二) 进口货物总量核查率大于 120%且进口多到货差额大于等值 100 万美元；
- (三) 进口收汇总量核查率小于 50%且进口多付汇差额大于等值 100 万美元；
- (四) 进口收汇总量核查率大于 150%且进口多收汇差额大于等值 100 万美元；
- (五) 单月进口退汇频次大于 10 次，或单笔退汇金额大于等值 50 万美元；
- (六) 外汇局认为有必要的其他情况。

第二十一条 外汇局可对存在本细则第二十条规定情况之一的进口单位的关联机构实施现场核查。

第二十二条 外汇局可采取要求进口单位报告、约见进口单位负责人、现场调查以及外汇局认为必要的其他方式对进口单位进行现场核查。

第二十三条 外汇局对需现场核查的进口单位，发出《现场核查通知书》（见附三）。

第二十四条 进口单位应按下列规定如实提供相关资料，并主动配合外汇局现场核查工作：

- (一) 外汇局要求进口单位报告的，进口单位应在收到《现场核查通知书》之日起 7 日内向外汇局提交由法定代表人签字并加盖单位公章

- (六) 新リスト輸入単位、グローバル企業と関連企業の外貨支払状況；
- (七) 資金流動方向及び貨物流動国家/地域偏差等状況；
- (八) 資金流と物流変動の状況；
- (九) その他、警戒モニタ管理の実施すべき状況；

第五章 オンサイト監督審査

第二十条 下記状況のいずれかに該当する輸入単位に対して、外管局はオンサイト監督審査を実施することができる、（以下「オンサイト審査」と略称）

- (一) 輸入貨物の総量審査率が 80%以下で、且つ実際輸入外貨支払差額（多く支払）が 100 万米ドル相当を超過した場合；
- (二) 輸入貨物総量審査率が 120%を超過し、且つ実際貨物到着差額が 100 万米ドル相当を超過した場合；
- (三) 輸入外貨収入総量審査率が 50%以下で、且つ実際輸入外貨支払差額（多く支払）が 100 万米ドル相当を超過した場合；
- (四) 輸入外貨収入総量審査率が 150%以上で、且つ実際輸入外貨支払差額（多く受取）が 100 万米ドル相当を超過した場合；
- (五) 一か月の輸入外貨払返金回数が 10 回以上、又は一回の返金金額が 50 万米ドル相当を超過した場合；
- (六) 外管局が必要と判断するその他の場合；

第二十一条 外管局は、本細則・第二十条に規定する状況のいずれかに当てはまる輸入単位の関連機構に対し、オンサイト審査を行うことができる。

第二十二条 外管局は、輸入単位に報告書の提出や輸入単位責任者との面談、オンサイト調査及び外管局が必要と判断された他の方式で、輸入単位に対してオンサイト審査を行うことができる。

第二十三条 外管局は、オンサイト審査の必要ある輸入単位に「オンサイト審査通知书」を発行する。（添付三参照）

第二十四条 輸入単位は下記の規定に基づき、事実通りに関連資料を提供し、外管局のオンサイト審査を積極的に協力しなければならない。

- (一) 外管局は輸入単位に報告書の提出を要求する場合、輸入単位は「オンサイト審査通知书」を受領した日より 7 日以内に、法人代表がサイン

<p>的书面报告及相关资料；</p> <p>(二) 外汇局约见进口单位负责人的，进口单位负责人应在收到《现场核查通知书》之日起7日内到外汇局说明情况；</p> <p>(三) 外汇局进行现场调查的，进口单位应在收到《现场核查通知书》之日起7日内准备好相关资料，配合外汇局现场调查人员工作；</p> <p>(四) 外汇局采取其他现场核查方式的，进口单位应按外汇局要求做好相关工作。</p> <p>第二十五条 外汇局应核实进口单位提供的资料，审查进口付汇业务的真实性与合规性。</p> <p>第二十六条 外汇局根据对银行办理进口付汇业务的非现场核查情况，通过采取调阅凭证、要求银行补充报送相关资料、约见业务负责人等方式对银行实施现场核查。银行应如实提供相关资料，主动配合外汇局现场核查工作。</p> <p>第二十七条 对于现场核查中发现涉嫌违反外汇管理规定的进口单位和银行，将移交外汇检查部门。</p> <p style="text-align: center;">第六章 分类管理</p> <p>第二十八条 外汇局每半年对进口单位进行考核分类，在非现场总量核查及监测预警的基础上，结合现场核查情况和进口单位遵守外汇管理规定等情况，将进口单位分为“一类进口单位”、“二类进口单位”和“三类进口单位”。</p> <p>第二十九条 外汇局通过贸易收付汇核查系统（企业版和银行版）向进口单位和银行发布考核分类结果，考核分类结果有效期为半年。</p> <p>第三十条 存在下列情况之一的进口单位，可被列为“二类进口单位”：</p> <p>(一) 进口付汇业务存在本细则第二十条第（一）至（六）项规定情况之一且经现场核查确定属实的；</p>	<p>した且つ単位印鑑付けの書面報告書及び関連資料を外管局に提出しなければならない。</p> <p>(二) 外管局は輸入単位責任者との面談を要求する場合、輸入単位責任者は「オンサイト審査通知書」を受領した日より7日以内に、外管局に状況説明に行かなければならない。</p> <p>(三) 外管局はオンサイト調査を行う場合、輸入単位は「オンサイト審査通知書」を受領した日より7日以内に、関連資料用意し外管局的オンサイト審査員の調査に協力しなければならない。</p> <p>(四) 外管局はその他のオンサイト審査方式を採用場合、輸入単位は外管局的の要求に基づき、関連工作を行わなければならない。</p> <p>第二十五条 外管局は輸入単位の提供した関連資料を照合し、輸入外貨支払業務の真実性と合法性を審査しなければならない。</p> <p>第二十六条 外管局は、銀行に対しての輸入支払業務のオフサイト照合審査の状況により、証明書類を取り寄せて読む、銀行に関連補充資料の提出を要求する、業務責任者との面談などの方式で銀行に対してオンサイト審査を行う。銀行は事実通りに関連資料を提供、外管局的のオンサイト審査に積極的に協力しなければならない。</p> <p>第二十七条 オンサイト審査で外貨管理規定に違反する嫌疑を受ける輸入単位と銀行に対して、外貨検査部門に引き渡す。</p> <p style="text-align: center;">第六章 分類管理</p> <p>第二十八条 外管局は半年毎に輸入単位向けに審査分類を行い、オフサイト総量審査及び警戒モニタの上で、オンサイト審査結果と輸入単位の外貨管理規定の遵守状況をにらみ合わせて、輸入単位を「一類輸入単位」、「二類輸入単位」、「三類輸入単位」に分ける。</p> <p>第二十九条 外管局は輸出入外貨受取り・支払い照合システム（企業版と銀行版）を通じて、輸入単位と銀行向けに考課分類結果を発表する。考課分類結果の有効期間は半年間である。</p> <p>第三十条 以下の状況のいずれかに当てはまる輸入単位は、「二類輸入単位」と指定されることができる。</p> <p>(一) 輸入外貨支払業務が本細則第二十条（一）～（六）項が規定する状況のいずれかに当てあまる、且つオンサイト審査を経て事実だと確認された場合。</p>
---	--

<p>(二) 进口付汇业务存在本细则第二十条第(一)至(六)项规定情况之一且逾期未按本细则第二十四条规定如实向外汇局提供相关资料的;</p> <p>(三) 未按本细则规定向外汇局逐笔报告或办理登记进口付汇业务的;</p> <p>(四) 外汇局认定的其他情况。</p> <p>第三十一条 存在下列情况之一的进口单位, 可被列为“三类进口单位”:</p> <p>(一) 进口付汇业务连续两次以上存在本细则第二十条第(一)至(六)项规定情况之一且经现场核查确定属实的;</p> <p>(二) 外汇局实施现场核查时, 违反本细则第二十四条规定, 拒不接受或拒不配合核查的, 或外汇局使用进口单位提供的联系方式无法与其取得联系的;</p> <p>(三) 存在逃套骗汇等严重违反外汇管理规定的行为, 受到外汇局处罚或立案调查的;</p> <p>(四) 外汇局认定的其他情况。</p> <p>第三十二条 未被列为“二类进口单位”或“三类进口单位”的进口单位, 为“一类进口单位”。日常监测及核查管理中, 外汇局发现进口单位存在违反外汇管理规定行为的, 可随时将其列为“二类进口单位”或“三类进口单位”。</p> <p>第三十三条 外汇局对“一类进口单位”进口付汇业务实施便利化管理, “一类进口单位”按《试点办法》及本细则规定正常办理进口付汇业务。</p> <p>第三十四条 外汇局在确定“二类进口单位”和“三类进口单位”前, 将《考核分类通知书》(见附4)以书面形式和通过贸易收付汇核查系统(企业版)通知相关进口单位。如有异议, 进口单位可自收到书面通知之日起7日内向外汇局提交书面情况说明及相关证明材料进行申述。</p> <p>第三十五条 外汇局对“二类进口单位”实施以下管理:</p> <p>(一) 对所有进口付汇业务实施事后逐笔报告管理;</p> <p>(二) 不得开立付汇期限超过90天(自然日)的远期信用证;</p>	<p>(二) 輸入外貨支払業務は、本細則第二十条第(一)～(六)項が規定するいずれかに当てあまる、且つ期限満了後本細則第二十四条の規定に基づき事実通りに外管局に関連資料を提供しない場合。</p> <p>(三) 本細則の規定に基づき外管局に逐一報告、又は輸入外貨支払業務の登録を行わない場合。</p> <p>(四) 外管局が認定したその他の場合。</p> <p>第三十一条 以下の状況のいずれかに当てはまる輸入単位は、「三類輸入単位」と指定されることができる。</p> <p>(一) 輸入外貨支払業務が、連続で二回以上本細則第二十条(一)～(六)項が規定する状況の一つに該当しており、且つオンサイト審査を経て事実だと確認された場合。</p> <p>(二) 外管局がオンサイト審査を実施する際、本細則第二十四条の規定を違反し、審査を拒否し、又は協力せず、又は外管局は該当輸入単位が提供した連絡方式を使って連絡を取れない場合。</p> <p>(三) 為替逃避投機等外貨管理規定に対し重大な違反行為を犯し外管局による処罰され、又は立案調査を受ける場合。</p> <p>(四) 外管局が認定したその他の場合。</p> <p>第三十二条 「二類輸入単位」と「三類輸入単位」に指定されない輸入単位は、一類輸入単位とされる。外管局は、日常の監督と審査管理を行う過程において、輸入単位が外貨管理規定を違反する行為を発覚した場合、いつでも該当単位を「二類輸入単位」又は「三類輸入単位」に指定することができる。</p> <p>第三十三条 外管局は、「一類輸入単位」の輸入外貨支払業務に対し、利便性管理を行い、「一類輸入単位」は「試行弁法」及び本細則の規定に基づき、通常通り輸入外貨支払い業務を行う。</p> <p>第三十四条 外管局は「二類輸入単位」と「三類輸入単位」を確定する前、『審査分類通知書』(添付文書4をご参照)を書面及び輸出入外貨受取り・支払い照合システム(企業版)で関連輸入単位に通知する。異議がある場合、輸入単位は書面通知受領日より7日以内に、外管局に書面での状況説明及び関連証明資料を提出し、陳述をすることができる。</p> <p>第三十五条 外為管理局は、「二類輸入単位」に対し、以下の管理を行う。</p> <p>(一) すべての輸入外貨支払業務に対し、事後逐一報告管理を行う。</p> <p>(二) 外貨支払期間が90日を超えるユーザズ信用状を開設してはいけない。</p>
--	---

- (三) 不得办理异地付汇;
- (四) 单笔预付货款金额超过等值50万美元的, 需提供经银行核对密押的外方银行出具的预付货款保函;
- (五) 外汇局规定的其他管理措施。

第三十六条 外汇局对“三类进口单位”实施以下管理:

- (一) 所有进口付汇业务实行事前登记;
- (二) 不得以信用证、托收、预付货款等方式进口付汇;
- (三) 不得办理异地付汇和转口贸易支付;
- (四) 外汇局规定的其他管理措施。

第七章 罚则

第三十七条 进口单位和银行应当按照本细则及其他相关规定办理进口付汇业务, 对违反规定的, 由外汇局依据《中华人民共和国外汇管理条例》(以下简称《条例》) 等相关规定处罚。

第三十八条 进口单位年度(自然年度)累计进口多付汇差额超过等值500万美元以上且无正当理由的, 由外汇局依据《条例》第三十九条规定, 给予责令限期调回外汇, 处逃汇金额30%以下的罚款; 情节严重的, 处逃汇金额30%以上等值以下的罚款; 构成犯罪的, 依法追究刑事责任。

第三十九条 进口单位有下列行为之一的, 由外汇局依据《条例》第四十八条规定, 责令改正, 给予警告, 处30万元以下罚款:

- (一) 拒绝、阻碍外汇局依法实施现场核查;
- (二) 办理进口付汇业务未按照规定提交有效单证或者提交的单证不真实的;
- (三) 对于需登记的进口付汇业务, 未按规定到外汇局办理登记的;
- (四) 对于需逐笔报告的进口付汇业务, 未按规定进行报告的;
- (五) 瞒报、漏报、错报进口付汇核查信息;

- (三) 遠隔地での外貨支払をしてはいけない。
- (四) 一回で前払代金が50万米ドル相当を超える場合、銀行による照合済みの域外銀行が発行した前受け貨物渡しに係わる保証書を提出する必要がある。
- (五) 外管局が規定したその他の管理措置

第三十六条 外管局は、「三類輸入単位」に対し、以下の管理を行う。

- (一) すべての輸入外貨支払業務に対し、事前登録を行う。
- (二) 信用状、取立、前払代金など方式での輸入外貨支払をしてはいけない。
- (三) 遠隔地での外貨支払業務と中継貿易の外貨支払をしてはいけない
- (四) 外管局が規定するその他の管理措置

第七章 罰則

第三十七条 輸入単位と銀行は、本細則及びその他の関連規定に基づき、輸入外貨支払い業務を行わなければならない。規定を違反する場合、外管局は『中華人民共和域外貨管理条例』(以下は「条例」と略称)などの関連規定に基づき、処罰する。

第三十八条 輸入単位の年度(自然年度)累計輸入外貨過払差額が500万米ドル相当以上を超過し、且つ正当な理由がない場合、外管局は、「条例」第三十九条の規定に基づき、該当輸入単位に期限内に外貨の返却を命じ、該当外貨支払の不法流出金額の30%以下の罰金を与える。重大な不正流出行為の場合、該当外貨の不法流出部分30%以上、全額以下の罰金を与える。犯罪を形成する場合、法律に基づき刑事責任を追究する。

第三十九条 輸入単位は以下の行為のいずれか当てはまる場合、外管局は、「条例」第四十八条の規定に基づき、該当企業に業務を改善するよう命じ、警告を行い、30万元以下の罰金を与える。

- (一) 外管局の法律に基づくオンサイト審査を拒否、妨害する場合。
- (二) 輸入支払業務の申請につき規定に基づいた有効なエビデンスを提出せず、又は提出エビデンスが真実でない場合。
- (三) 登録の必要な輸入外貨支払業務に対して、規定に基づき外管局に登録をしない場合。
- (四) 逐一報告の必要な輸入支払業務に対して、規定に基づき報告しない場合
- (五) 輸入外貨支払照合関連情報の隠蔽・報告漏れ・報告ミス。

<p>(六) 其他违反《试点办法》及本细则的行为。</p> <p>第四十条 银行有下列行为之一的，由外汇局依据《条例》第四十七条规定，责令限期改正，没收违法所得，并处20万元以上100万元以下的罚款：</p> <p>(一) 未按照本细则及相关规定审核有效凭证及商业单据，为进口单位办理进口付汇业务；</p> <p>(二) 属进口付汇登记业务范围，但未凭外汇局核发的《登记表》为进口单位办理进口付汇业务；</p> <p>(三) 未按照外汇局公布的进口单位分类管理措施为进口单位办理进口付汇业务；</p> <p>(四) 其他违反《试点办法》及本细则的行为。</p> <p>第四十一条 银行有下列行为之一的，由外汇局依据《条例》第四十八条规定，责令改正，给予警告，处30万元以下罚款：</p> <p>(一) 错报、漏报、虚报、迟报进口付汇核查凭证以及电子信息；</p> <p>(二) 拒绝、阻碍外汇局依法实施现场核查；</p> <p>(三) 未按照本细则及相关规定提供有效单证及资料用于外汇局实施现场核查；</p> <p>(四) 其他违反《试点办法》及本细则的行为。</p> <p style="text-align: center;">第八章 附则</p> <p>第四十二条 本细则下列用语的含义：</p> <p>(一) 进口货物总量核查率是指进口到货金额与进口付汇金额的比率；</p> <p>(二) 进口多付汇或多到货差额是指进口付汇金额与进口到货金额的差额；</p> <p>(三) 进口收汇总量核查率是指转口贸易、境外承包工程收汇金额与同期转口贸易、境外承包工程付汇金额的比率；</p> <p>(四) 异地付汇是指到本单位注册地所属省、自治区、直辖市以外的其他地区的银行发生的付汇行为。</p> <p>第四十三条 对于因数据传输问题等原因导致外汇局无法获取进口付汇或进口货物电子</p>	<p>(六) 「試行弁法」及び本細則に違反するその他の行為。</p> <p>第四十条 銀行が以下の行為のいずれかに当てあまる場合、外管局が「条例」の第四十七条の規定に基づき、警告、違法所得の没収、20万元以上100万元以下の罰金を与える。</p> <p>(一) 本細則及び関連規定に基づき有効なエビデンス及び商業エビデンスを審査せずに、輸入単位の輸入外貨支払業務を取扱うこと。</p> <p>(二) 輸入外貨支払の登録業務に当たるが、外管局が発行した「登記表」に基づいた企業の輸入外貨支払業務として取り扱わないこと。</p> <p>(三) 外管局が公表した輸入単位分類管理措置に基づいた業輸入単位の輸入外貨支払業務を取扱わないこと。</p> <p>(四) 「試行弁法」及び本細則を違反するその他の行為。</p> <p>第四十一条 銀行が以下の行為のいずれかに当てあまる場合、外管局が「条例」の第四十八条の規定に基づき警告し、30万元以下の罰金を与える。</p> <p>(一) 輸入外貨支払審査エビデンス及び電子情報の報告誤り、報告漏れ、虚偽報告、報告遅延。</p> <p>(二) 外管局の法律に基づきオンサイト審査を拒否、妨害すること。</p> <p>(三) 本細則及び関連規定に基づき外管局のオンサイト審査に用いる有効なエビデンス及び資料を提供しないこと。</p> <p>(四) 「試行弁法」及び本細則に違反するその他の行為。</p> <p style="text-align: center;">第八章 附則</p> <p>第四十二条 本細則関連用語の定義</p> <p>(一) 輸出貨物総量審査率は輸入貨物金額と輸入外貨支払金額の比率を指す。</p> <p>(二) 輸入外貨過払もしくは輸入貨物超過到着差額とは輸入外貨支払金額と輸入貨物金額の差額を指す。</p> <p>(三) 輸入外貨収入総量審査率は中継貿易、域外請負プロジェクトの外貨受取金額と同期の中継貿易、域外請負プロジェクト外貨支払金額の比率を指す。</p> <p>(四) 遠隔地での外貨支払は当該単位の登録地の所在省・自治区・直辖市以外地域の銀行で外貨支払行為を指す。</p> <p>第四十三条 データ輸送など原因で、外管局が輸入外貨支払又は輸入貨物電子データが取得できな</p>
--	---

<p>数据的，外汇局可以要求银行或进口单位提供有关的纸质凭证。外汇局审核其真实性后，可补录相关电子数据。</p>	<p>い場合、外管局は銀行又は輸入単位に対して関連の紙ベースのエビデンス提供を要求することができる。外管局はその真実性を審査後、関連電子データを補充登録することができる。</p>
<p>第四十四条 本细则涉及进口单位提供的资料均为正本和加盖单位公章的复印件。外汇局或银行按规定审查相关资料后，只留存复印件。</p>	<p>第四十四条 本細則に関わる輸入単位が提供する資料はすべて正本、又は単位印鑑付きのコピーである。外管局又は銀行は規定に基づき関連資料を審査後、コピーのみを保管する。</p>
<p>第四十五条 本细则中涉及的相关商业单据、有效凭证、证明材料的原件或加盖单位公章的复印件及申请书、《登记表》原件、《报告表》原件、《考核分类通知书》（第一联、第三联）原件和《现场核查通知书》（第一联、第三联）原件，均应作为重要业务档案留存备查。进口单位和银行应妥善保管上述相关业务档案，留存5年备查。外汇局妥善保管上述相关业务档案，留存5年备查。</p>	<p>第四十五条 本細則に関わる関連商業エビデンス、有効な証憑、証明資料の原本或は単位印鑑付きのコピー及び申請書、「登記表」原本、「報告表」原本、「考課分類通知書」（第一聯、第三聯）原本と「オンサイト審査通知書」（第一聯、第三聯）原本が、いずれも調査に備えて保管されなければならない。輸入単位と銀行は上述の関連業務ファイルを保管し、検査に備えて5年間保管しなければならない。外管局は上述の関連業務ファイルを保管し、検査に備えて5年間保管しなければならない。</p>
<p>第四十六条 本细则规定的比率、金额、期限均含本值，其中期限以工作日计算，不含法定节假日，另有说明的除外。</p>	<p>第四十六条 本細則が規定する比率、金額、期限はいずれも本数値を含む。うち、期限を営業日で計算され、法定休日の対象とされない。別途説明のある場合が除外とされる。</p>
<p>第四十七条 进口单位支付进口项下佣金及贸易从属费用按照服务贸易外汇管理有关规定办理。</p>	<p>第四十七条 輸入単位は輸入項目下のコミッション及び貿易付属費用を支払う場合、サービス貿易外貨管理の関連規定に基づき取り扱う。</p>
<p>第四十八条 进口单位支付预付货款和延期付款按照贸易信贷登记管理有关规定办理。</p>	<p>第四十八条 輸入単位は前払と延払をする場合、貿易与信登記管理の関連規定に基づき取り扱う。</p>
<p>第四十九条 本细则由国家外汇管理局负责解释。本细则自2010年5月1日起施行。</p>	<p>第四十九条 本細則の解釈は、国家外貨管理局が行う。本細則は2010年5月1日より施行される。</p>

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 企画部調査課 商品開発部アドバイザーマーケティング課】

添付 1 :

輸入外貨支払登録表

登録表 No. :

企業コード :	企業名 :
金融機構コード :	金融機構名 :
登録通貨 :	登録金額 :
登録類別 (選択可) :	決済方式 (選択可) :
最終積送期日 :	外貨支払期日 :
登録期日 :	有効期日 :

(外貨管理局印鑑)

年 月 日

添付 2 :

輸入外貨支払件次照合審査報告表

報告書 No. :

外貨管理局コード :

企業コード :

企業名 :

単位 : USD

輸入外貨支払情報									貨物通関、外貨受取情報									
No.	申請コード	支払通貨	外貨支払金額	ドル換算)	外貨支払金額	外貨支払銀行	決済方式	外貨支払期日	最終積送期日	通関申請書	外貨受取申請	通関受取通	通関受取金	額 ドル換算)	通関受取金	差額金額		
																外貨受取 額	貨物受取 額	外貨支払 額
合計																		

申請者 :

書込期日 :

連絡電

外貨管理局審査コ ント :

審査期日 :

連絡者 :

(外貨管理局印鑑)

年 月 日



添付 3 :

国家外貨管理局 分(支)局

場照合審査通知

No. : _____

輸入企業名 _____

輸入企業コード _____

貨物貿易輸入外貨支払管理を規定する法 により、 社における____年____月____日～____年____月____日の期間、輸入条項下の外貨支払・受取業務について場照合審査を行い、審査方法は： 輸入企業報告書 輸入企業の責任者と面談 場調査 その他_____ (外貨管理局には調査中、事情により調査方法を変更する権利がある)。本通知の受取後、差し返しの1部をサイン・捺印して外貨管理局に届き、____営業日以内に必要な書類・証拠を い、外貨局および審査権を委任された機関の審査を受ける。

以上

当者サイン：

責任者サイン：

(外貨管理局印鑑)

年 月 日

本通知は合計で3部、外貨管理局にて1部を保管、輸入企業にて1部を保管、もう1部は通知の差し返しとする。



添付 4 :

国家外貨管理局 分（支）局

照合審査分類通知書

No. : _____

輸入企業名 : _____ 輸入企業コード : _____

貨物貿易輸入外貨支払管理を規定する法 により、 社に対し輸入外貨支
払業務 場照合審査の結果およびそのたの状況に基づき、 社は：____年度
二類輸入企業 三類輸入企業の資 として取扱う。異議がある場合、本通知の
届いた日から 7 営業日以内に、外貨管理局に証拠材料を添付した上で書面にて
説明することが可 。

(外貨管理局印鑑)

年 月 日

本通知は合計で 3 部、外貨管理局にて 1 部を保管、輸入企業にて 1 部を保管、
もう 1 部は通知の差し返しとする